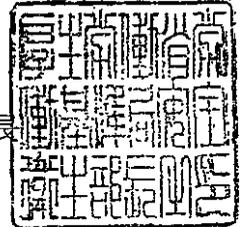


日本郵政公社人事部門

厚生労働部保健担当部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された  
方々に対する健康診断の費用負担等について（依頼）

労働基準行政の運営に当たりましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条におきましては、退職した労働者の健康管理のために健康管理手帳制度を規定しております。

この健康管理手帳が交付された者に対する健康診断は、退職した労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、発病した場合重度の健康障害を引き起こすもの（例えば、石綿にばく露することによって発症する中皮腫）の早期発見を目的として実施しております。この健康診断については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用事業を退職した労働者に関しては、労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業として実施していますが、日本郵政公社等の事業は労働者災害補償保険法が適用されません。

健康管理手帳制度の趣旨、労働者の安全と健康確保に係る労働安全衛生法上の事業者の責務を踏まえると、退職後の労働者についても、事業者がその従事した業務に起因する疾病の早期発見についての措置を講ずるべきものと考えます。

よって、平成 13 年 1 月 5 日以前に郵政省に在籍した郵政事務官及び郵政技官、平成 15 年 3 月 31 日以前に郵政事業庁に在籍した総務事務官及び総務技官並びに平成 15 年 4 月 1 日以降に日本郵政公社に在籍した公社の職員であった方で、健康管理手帳が交付された方々に対する健康診断費及び受診旅費については、事業者たる日本郵政公社において負担いただくようお願い申し上げます。